

## 国民健康保険料等の徴収猶予について

納付義務者が、災害、事業の休廃止、事業における著しい損失などにより、国民健康保険料等の全部又は一部を一時的に納付することができない場合、納期限前であれば納付義務者からの申請により、6月以内の期間に限り徴収を猶予することができる場合があります。

申請する際には、その事由を証明する書類が必要です。

- ・ 災害により財産に相当な損失が生じた場合又はその資産を盗まれた場合
- ・ 事業を廃止し、または休止した場合(納付義務者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合)
- ・ 売上が著しく減少したために保険料の納付が困難になった場合(納付義務者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失をうけた場合)
- ・ 以上に掲げる事由に類する理由があった場合